

関東地方流域治水連絡会議 規約

(設置)

第1条 「関東地方流域治水連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本連絡会議は、水害の激甚化・頻発化に備え、関東地方整備局が管理する河川の流域内において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するため、関係する地方支分部局の緊密な連携・情報共有を行うものとする。

(連絡会議の構成)

- 第3条 連絡会議は、別表1の職にある者をもって構成する。
2. 連絡会議構成員は自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
 3. 連絡会議構成員を追加または変更する場合には、連絡会議を開催し諮るか、或いは事務局が文書にて構成員に照会を行う。
 4. 連絡会議は、災害・感染症拡大等の状況を鑑みて、書面等にて開催することができるものとする。

(連絡会議の公開)

- 第4条 連絡会議は、会議資料、議事概要の公表をもって公開とする。
- なお、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、連絡会議の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第5条 連絡会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課に置く。
2. 事務局は連絡会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(雑則)

- 第6条 本規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議で定めるものとする。

(付則)

- 第7条 本規約は、令和3年11月8日より施行する。
- 令和4年 3月22日改定
令和4年11月16日改定

別表1 構成員

| 機関 | | 役職 |
|--------------------|---------|------------------------|
| 財務省 関東財務局 | | 管財統括第三課 国有財産総括専門官 |
| 農林水産省 関東農政局 | | 農村振興部 設計課長 |
| 林野庁 関東森林管理局 | | 計画保全部 治山課長 |
| 経済産業省 関東経済産業局 | | 総務企画部 総務課 危機管理・災害対策室長 |
| 国土交通省 | 関東地方整備局 | 建政部 都市整備課長 |
| | | 河川部 河川計画課長 |
| | 関東運輸局 | 鉄道部 技術・防災第一課長 |
| 気象庁 東京管区气象台 | | 総務部 業務課 防災調整官 |
| 環境省 関東地方環境事務所 | | 環境対策課 地域適応推進専門官 |
| 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 | | 森林整備センター 関東整備局 水源林業務課長 |
| 独立行政法人 水資源機構 | | ダム事業部 ダム管理課長 |